



募集

町営住宅「境団地」入居者募集

町では、11月以降の入居者を次のとおり募集します。

- 募集戸数 境団地1戸 (B棟 4階 3LDK)

●入居申込資格者

- 次の①～⑦の条件をすべて満たす方となります。
- ①単身世帯でない方
- ※特例による単身世帯の入居申込資格に関しては、総務課までお問い合わせください。
- ②住宅に困窮していることが明らかでない方
- ③現在、町内に住所または勤務場所がある方
- ④町税等の滞納がない方
- ⑤月々の収入(控除後)が入居世帯で15万8千円を超えない方(未就学児や障がい者等がいる世帯は21万4千円)

- ⑥入居者及び同居者が暴力団員でない方
- ⑦町内在住2名の連帯保証人をつけられる方

●申込までの流れ

入居申込資格の有無を確認し、記入内容及び必要書類をご説明します。

●申込受付期間

10月31日(水)17時まで

●選考方法

入居者選考委員会にて申込者の資格審査や居住現況等を審議し入居者を決定します。

▼申込・問い合わせ先

総務課 ☎62-2117

東京かがみいし会総会及び懇親会一般参加者募集

東京かがみいし会では、総会及び、懇親会にふるさと鏡石町から一般参加される方を募集いたします。この機会に、遠く離れた同級生や友人とご歓談されるのはいかがでしょう。

参加を希望される方は、10月25日(木)までに事務局までご連絡ください。

また、当会では引き続き、会員を募集しております。詳細については、事務局までご連絡ください。

連絡ください。

●総会日時

11月11日(日) 12時30分

●懇親会費 会より助成します(先着3名様まで)

※会場までの交通費は自己負担となります。

●会場 東京グリーンパレス (東京都千代田区二番町2)

▼問い合わせ先

東京かがみいし会ふるさと事務局(総務課内)

☎62-2117

町育英資金(入学準備金)奨学生募集

町では、平成31年度入学予定の育英資金奨学生を次のとおり募集します。なお、今回の募集は入学準備金のみとなります。

●対象者

平成31年度に高等専門学校・専修学校・短大・大学に進学する予定の方で入学準備金を希望する方

●募集人員 若干名

●応募資格

- ①町内に引き続き2年以上住所を有し、成績が良く、品行方正で身体強健な方
- ②経済的な理由で就学が困難

な方(所得制限がありません)

③他の奨学金を受けていない方

●返還方法

卒業後1年間猶予し、貸与期間の3倍の期間で返還(無利子)

●募集期限 11月30日(金)

※応募資格や必要書類などの詳細は町ホームページで確認いただくか教育課までお問い合わせください。

▼申込・問い合わせ先

教育課 ☎62-3459

お知らせ

秋の行政相談週間

10月15日(月)から21日(日)までの1週間は行政相談週間です。行政相談は、役所(国、県、市町村)や特殊法人(NTT、JRなど)の仕事に関して、苦情や困っていること、わからないこと、要望したいことなどについて相談に応じ、その解決をお手伝いするものです。

秋の行政相談週間にあわせて「特設行政相談所」を開設します。相談は無料で秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

また、当日都合の悪い場合は、毎月第一日曜日を「町民相談の日」として、午後1時30分から勤労青少年ホームにて相談所を開設していますのでご利用ください。

●特設行政相談所

10月17日(水)

午後1時30分～午後3時30分(勤労青少年ホーム)

▼問い合わせ先

行政相談委員 円谷 光行

☎62-4634

秋季全国火災予防運動

11月9日(金)から15日(木)まで、秋季全国火災予防運動を実施します。

この運動は、火災が発生しやすい時季に、火災予防の知識を身につけ、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

【住宅防火 いのちを守る 7つのポイント】

- 3つの習慣
 - ・寝タバコは、絶対やめる。
 - ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

建築物の建築には 確認申請が必要です

建築基準法や都市計画法の認識不足により、せっかく建てたマイホーム等が違反建築となってしまう事例が報告されています。住宅の増築や建物の用途変更などの際には事前に町や県と相談を行い、安全で安心な住環境をつくりましょう。

Q1 建築物とは？
A1 建築基準法では、屋根があり、柱または壁があるものが建築物になります。屋根付きのテラスやカーポートも屋根と柱があるので建築物となります。

Q2 自宅を増築したいが、確認申請は必要ですか？
A2 増築面積が10㎡を超える場合は確認申請が必要です。なお、10㎡以内の増築の場合には確認申請は不要ですが、建築基準法で定められた基準に適合させなければなりません。

Q3 ユニット物置、プレハブ
A3 物置などとして利用すれば基礎の有無にかかわらず建築物となり、確認申請が必要です。

Q4 農業用倉庫を事務所や工場として利用したいのですが？
A4 鏡石町は都市計画法により、地域によって建築物の用途を定め、まともりのあるまちづくりを目指しています。地域によっては、農業用倉庫としては建築を認められても、事務所や工場としては認められない地域がありますので、事前に確認をしてください。

Q5 違反建築になるとどうなるの？
A5 県の命令により工事の停止や使用の禁止、建物の除却、さらに命令に従わない者に対しては懲役または罰金が科せられる場合があります。

▼問い合わせ先
都市建設課 ☎62-2116

男の料理教室開催

ポランティア団体の花みずき会では、次のとおり男の料理教室を開催します。

●日時

10月14日(日)

●対象

町内の60歳以上の男性

●日時

午前9時30分～

●場所

勤労青少年ホーム

●会場

500円

●持参物

エプロン、バンドナまたは三角巾

▼問い合わせ先

花みずき会 会長 稲田

☎62-3702

弁護士による「心配ごと相談所」を開設します

弁護士による無料の「心配ごと相談所」を次のとおり開設します。

●対象

須賀川市・岩瀬郡内の徴収義務者

●日時

11月13日(火)

●会場

午後1時30分～3時30分

▼問い合わせ先

須賀川税務署 源泉所得税担当

☎75-2194

平成30年分年末調整説明会

須賀川税務署では、次のとおり平成30年分年末調整説明会を行います。

●日時

11月13日(火)

●会場

午後1時30分～3時30分

●対象

(須賀川市文化センター)

●会場

須賀川市牛袋町11

●対象

須賀川市・岩瀬郡内の徴収義務者

●日時

11月13日(火)

●会場

須賀川市文化センター

●対象

須賀川市・岩瀬郡内の徴収義務者

●日時

11月13日(火)